

石綿による健康被害の救済に係る事業主負担に関する意見の概要と対応方針について

寄せられた意見	意見に対する考え方
資料1 石綿による健康被害の救済に関する法律施行令の一部を改正する政令案の概要について	
(3) 法第47条第1項の政令で定める要件について	
<p>特別事業主については、4社では少なすぎる。</p> <p>特別事業主の数を増やし、アスベスト関連企業にも広く浅く追加的な負担を求めると。</p>	<p>法においては、特別事業主の要件を定めるに当たっては、「石綿の使用量、指定疾病の発生の状況」を勘案することとされています。この規定を踏まえて有識者による検討会で御議論いただき、利用し得るデータが限られている中で、客観的な指標を用いて特別事業主を選定することとしており、特別事業主の数は4社となる見込みです。</p>
<p>現在、日本石綿協会の会員が30社前後だが、以前の会員、現会員の中に「石綿除去業者」に業務変更し営業している会社も見られる。石綿スレート協会加盟企業だけでも29社44工場も存在している。こうした企業が一般掘出に紛れ込み、「追加貢献」の対象からはずしていることは国民の理解が得られるのか。</p>	<p>石綿の使用量や労災保険法及び船員保険法の規定により保険給付を受けた者の数(以下“保険給付の受給者数”といいます。)に係る基準値を下げれば、特別事業主の数を増やすことはできますが、その場合、例えば負担能力が低い中小の事業主に相当の負担が生じる、労災申請のディスインセンティブとなる(いわゆる“労災隠し”を助長する)などの問題が出てくるものと考えています。</p>
<p>「次のいずれにも該当するもの」を「次のいずれかに該当するもの」にする。</p>	<p>法においては、特別事業主の要件を定めるに当たっては、「石綿の使用量、指定疾病の発生の状況」を勘案することとされています。この規定を踏まえて有識者による検討会で御議論いただき、利用し得るデータが限られている中で、客観的な指標を用いて特別事業主を選定することとしています。</p> <p>仮に、 の石綿の使用量の基準のみに該当するものを特別事業場とした場合、石綿を大量に使用してはいたが石綿を適切に管理していたと考える事業主の理解を得ることは困難であると考えています。</p> <p>仮に、 の市町村別の中皮腫による死亡者数の基準のみに該当するものを特別事業場とした場合、中皮腫による死亡者数が全国平均以上である市町村に属するというだけで、大気汚染防止法に規定する特定粉じん発生施設が設置された工場等のうち、負担能力が低い中小の事業主の事業場を含め、その市町村にあるすべての事業場が特別事業場となってしまいます。</p> <p>仮に、 の保険給付の受給者数の基準のみに該当するものを特別事業場とした場合、保険給付の受給者数は、事業場における労働者に発生した被害であり、周辺住民に生じた被害の状況を表す指標ではないので、事業場の中では労働者災害を発生させているが、工場周辺には石綿を飛散させていないと考えている事業主の理解を得ることは困難であると考えています。また、 のみで特別事業場に該当することとすれば、労災申請のディスインセンティブとなる(いわゆる“労災隠し”を助長する)おそれもあると考えています。</p>

<p>石綿使用量が「1万トン以上」ある事業主は、すべて特別事業主に該当するようにすべき。</p>	<p>法においては、特別事業主の要件を定めるに当たっては、「石綿の使用量、指定疾病の発生の状況」を勘案することとされています。</p> <p>「石綿の使用量」だけでなく、「指定疾病の発生の状況」も勘案することとしているのは、石綿の使用の形態は様々であり、単に使用量だけでなく、その管理の程度も含めて考えるべきであること、石綿は、その種類（青石綿、茶石綿、白石綿）により発がん性の程度が相当程度異なることとされているが、種類ごとの使用量は把握できていないこと等によるものです。</p> <p>仮に、石綿の使用量が「1万トン以上」ある事業主をすべて特別事業主とした場合、石綿を大量に使用してはいたが、石綿を適切に管理していたと考えている事業主の理解を得ることは困難であると考えています。</p>
<p>石綿の使用量を「1万トン以上」を「5千トン以上」、もしくはそれ以下とすること。</p>	<p>石綿の使用量の基準値をどの程度とするかについて、絶対的な基準値があるわけではありませんが、主要な石綿製品製造企業の事業場（石綿の使用量1万トン以上）における石綿の使用量の合計は、石綿の輸入量（昭和26年から平成17年までの合計）967万トンの5割以上をカバーすることとなります。</p> <p>「5千トン以上」又はそれ以下とする場合にはなぜそのような基準値とするのかについての説明が必要になると考えています。また、基準値を引き下げるとした場合、例えば負担能力が低い中小の事業主に相当の負担が生じるおそれがあることにも留意する必要があります。</p>
<p>「石綿の使用量」を「石綿の取扱量」とあらため輸入業者も含め1万トンという基準を下げること。</p>	<p>どの輸入業者がどれだけ石綿を取り扱ったかというデータは把握できておらず、「石綿の使用量」を「石綿の取扱量」と改めることは困難であると考えています。</p> <p>また、仮に、輸入業者の「石綿の取扱量」を把握できたとしても、法で規定する「指定疾病の発生の状況」を勘案することのできるデータがなく、単に石綿を取り扱っていたことのみをもって追加的な費用の拠出に理解を得ることは困難であると考えています。なお、主要な石綿製品製造企業の事業場（石綿の使用量1万トン以上）における石綿の使用量の合計は、石綿の輸入量（昭和26年から平成17年までの合計）967万トンの5割以上をカバーすることとなります。</p>
<p>クロシドライトの使用量を特に区別、抽出して計量すべき。</p>	<p>石綿の種類ごとの使用量については把握できておりません。</p>
<p>市町村にお</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業場所在地の市区町村の中皮腫死亡者数が全国平均以上の要件は削除すべき。 ・石綿の使用量1万トン以上と 保険給付の受給者数10人以上に該当した事業場はそれだけで「特別事業場」とするような要件に変更してください。 	<p>法において、特別事業主の要件を定めるに当たって勘案することとされている「指定疾病の発生の状況」を客観的に示す指標として、市町村別の中皮腫による死亡者数及び 保険給付の受給者数を用いることとしています。</p> <p>仮に、指定疾病の発生の状況を示す指標として の保険給付の受給者数のみを用いることとした場合、保険給付の受給者数は、事業場における労働者に発生した被害であり、周辺住民に生じた被害の状況を表す指標ではないので、事</p>

ける 中皮腫 死亡者 数につ いて		業場の中では労働者災害を発生させているが、工場周辺には石綿を飛散させていないと考えている事業主の理解を得ることは困難であると考えています。 こうした考え方の下、指定疾病の発生の状況を示す指標として、 とともにを用いることとしているものです。
	市区町村別の中皮腫による死亡者によることは、市町村合併により広域化した市区町村の事業場の影響が薄まるなどして負担を免れることになるので妥当ではない。旧市の人口10万人あたりでの死亡者数が全国平均より多い場合は、そこに所在した事業主に負担させるべき。	市町村合併後における旧行政区域ごとの人口を捕捉することは技術的に困難であるため、御指摘のような方法を採用することは困難であると考えています。また、仮に、市町村合併前までのデータで旧行政区域ごとの人口10万人当たりの中皮腫による死亡者数を算出する場合には、データの始点である平成7年から市町村合併が行われる前年までの中皮腫による死亡者数を合計して算出することとなり、算定期間が異なることからかえって不公平なものになってしまうと考えています。
	中皮腫による死亡者数の人口10万対0.553人の基準もさらに低く設定するべき。	中皮腫による死亡者数の基準値については、人口10万人当たり0.553人を用いていますが、これは平成7年から平成16年の間の全国平均であり、仮に、この値と異なる値をとる場合には、なぜそのような基準値とするかについての説明が必要になると考えています。 なお、平成7年から平成16年の間の全国平均0.553人(人口10万人当たり)以上の市区町村数は672市区町村、その市区町村における中皮腫による死亡者数の合計は4,447人であり、これは全体(1,196市区町村、7,013人)の5割以上をカバーすることとなります。
保険給付の受給者数について	保険給付の受給者数は、「平成16年度までの合計」ではなく、「平成17年度までの合計」とすること。	特別事業主の要件の検討に当たっては、関係省庁の協力により提供された、その検討の時点における最新のデータを基に検討を行っています。 保険給付の受給者数についても、検討の時点において利用可能であった最新のデータは平成16年度までのものです。なお、平成17年度の事業場ごとの保険給付の受給者数については、現時点においても集計・公表されていません。
保険給付の受給者数について	“ 労災保険法及び船員保険法により保険給付を受けた者の数が10人以上 ” は削除すべき。	法においては、特別事業主の要件を定めるに当たっては、「石綿の使用量、指定疾病の発生の状況」を勘案して定めることとされています。 「指定疾病の発生の状況」については、事業場の所在地の市町村における中皮腫による死亡者数を要件の一つとしていますが、この指標は事業場に直接結びつく指標ではなく、事業場と石綿による健康被害との関係を示す指標としては、現状では保険給付の受給者数しかありません。 確かに、保険給付の受給者数は、事業場における労働者に発生した被害であって、周辺住民に生じた被害の状況を表す指標ではありませんが、現段階においては、市町村別の中皮腫による死亡者数を補足する他の指標がないことから代替的に用いざるを得ないと考えています。

<ul style="list-style-type: none"> ・「保険給付の受給者数が10人以上」を、「3人以上」程度とする。この要件による絞込みの結果、1割以下の絞込みにならないようにする。 ・肺がん・中皮腫の労災認定が10件以上であることの要件をさらに低く設定するべき。 	<p>仮に、「保険給付の受給者数が3人以上であること」を要件としても、その要件を満たす事業場の割合は大気汚染防止法に規定する特定粉じん発生施設が設置された工場等の1割以下となります。1割を超えるためには、「保険給付の受給者数が1人以上であること」とする必要があり、労災申請のディスプレイとならぬよう(いわゆる“労災隠し”を助長しないよう)、保険給付の受給者数については相応に高い値を基準とする必要があることにかんがみると、「1人以上」を要件とすることは適当ではないと考えています。</p> <p>なお、保険給付の受給者数10人以上の事業場における平成16年度までの保険給付の受給者数の合計は、全国の保険給付の受給者数の合計(860件)の2割以上をカバーすることとなります。</p>
<p>工場又は事業場ごとの要件では、石綿被害救済法の規定に合致しないので、事業主の要件を定めるべき。</p>	<p>特別事業主の要件を「 に該当する事業場を有していたこと」としても、その要件で選定された「特別事業主」は、法で求めている特別事業主とは異なっていないと考えています。</p>
<p>工場又は事業場ごとの要件のみでは、石綿被害救済法の規定に合致していないので、事業場ごとの要件以外に、事業主の要件を加えること。</p>	<p>他の法令においても、例えば、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)第2条第5項において「第一種指定化学物質等取扱事業者」の要件を政令で定めることを規定し、同法施行令第4条において、一定の要件を満たす事業場を有していた場合に「第一種指定化学物質等取扱事業者」となる旨を定めている例があります。</p>
<p>(4) 法第48条第1項の特別拠出金の額の算定方法について</p>	
<p>特別拠出金の算定方法を改め、「石綿を使い続けた企業」が負担する額を大幅に増やす必要がある。</p>	<p>法においては、特別拠出金の額の算定方法を定めるに当たっては、「石綿の使用量、指定疾病の発生の状況」を考慮することとされています。この規定を踏まえ、有識者による検討会で御議論いただき、利用し得るデータが限られている中、客観的な指標を用いて特別拠出金の額を算定することとしており、その結果については妥当であると考えています。</p>
<p>特別拠出金の算定方法を一社あたりの拠出額をさらに増額するようあらため、全体として石綿関連大企業の拠出を増やすことが必要。</p>	
<p>石綿の輸入業者、石綿製造企業の特別拠出金の負担割合をより上昇させるべきである。</p>	
<p>事業主負担総額のうち、どの程度の割合を特別事業主に負担させるかという議論は、特別事業主の要件をどう定めるのかという議論とは分けて行うべき。</p>	<p>法においては、特別拠出金の額の算定方法を定めるに当たっては、「石綿の使用量、指定疾病の発生の状況」を考慮することとされています。この規定を踏まえ、有識者による検討会で御議論いただき、利用し得るデータが限られている中、客観的な指標を用いて特別拠出金の額を算定することとしており、その結果については妥当であると考えています。</p>
<p>事業主負担総額のうち、何割程度を、アスベスト関連企業が負担すべきかについて、あらかじめ決めた後で、その額を、どのような特別事業主が、どのように負担するか考えるべき。</p>	<p>なお、事業主の負担総額のうち特別事業主が負担すべき割合について、あらかじめ定める場合には、なぜそうした負担割合とするのかについての説明が必要となることに加え、特別事業主の数にかかわらず特別拠出金の総額が固定されることとなるため特別事業主の理解を得ることは困難であると考えています。</p>

<p>「特別事業場ごとに」ではなく、「特別事業場を有している又は有していた事業主ごとに」算定した額とすべき。</p>	<p>特別事業場を有していることを要件として特別事業主に該当することとなるにもかかわらず、特別事業場以外における石綿の使用量等も含めて算出した特別拠出金の額を負担することについては、特別事業主の理解を得ることは困難であると考えています。</p>
<p>「全国の保険給付の受給者数に」は、「全国の保険給付の受給者数に16を乗じた数に」に直す。(労災認定は、中皮腫に限っても、ごく一部の人が申請し、認定を受けているに過ぎないので、「指定疾病の発生の状況」を単純に労災認定件数で代替することは妥当とはいえない。このようなことから「全国の保険給付の受給者数」の数値を補正する必要があり、労災認定件数と人口動態統計の中皮腫死亡者数との比から、全国の保険給付の受給者数に16倍程度の数値をかけて補正すべき。)</p>	<p>法においては、特別拠出金の額の算定方法を定めるに当たっては、「石綿の使用量、指定疾病の発生の状況」を考慮することとされています。このため、特別拠出金の額は、事業主の負担総額を石綿の使用量分と指定疾病の発生の状況分とに按分し、それぞれにおける特別事業場の持ち分に応じて算定することとしています。</p> <p>指定疾病の発生の状況については、事業場に直接結びつく指標である「保険給付の受給者数」を用いることとしており、全国の保険給付の受給者数に16を乗じる必要はないものと考えています。</p>
<p>使用量の増えた昭和30年代頃までには少なくとも遡り、輸入量のより多くをカバーすることが望ましい。そのための調査を行い、その結果を公表し、調査に対する社会的議論を喚起することが望ましい。</p>	<p>石綿の使用量については、昭和26年から平成17年までの合計としています。</p> <p>なお、個々の事業場の石綿の使用量のデータについては、法人に関する情報であり、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人における通例として公にしないこととされているものであることから、公表しないこととしています。</p>
<p>特別拠出金の算定について、法第48条第2項によって「中央環境審議会の意見を聴く」ことが決定されている。政令案が示されているが、きわめてわかりにくい文章であり、国民一般にわかるような文章と数式等も加えるべきではないか。</p>	<p>条文を書く上で技術的に可能な範囲で、できる限り分かりやすく書くように努めたものです。検討会取りまとめは、文章や図、数式を用いてできる限り分かりやすく書かれておりますので、皆様に御理解いただけるよう、必要に応じてこれらの説明資料も活用しながら、制度の周知に努めていきたいと考えております。</p>
<p>資料4 石綿による健康被害の救済に関する法律施行令の規定による石綿使用の状況又は石綿による健康被害の発生の状況を把握するための調査を定める件について</p>	
<p>5項目の調査があげられているが、さらに厚生労働省「人口動態統計調査」を追加すべき。</p>	<p>資料1(3)において、環境大臣が指定する調査は、全国の工場等から石綿が使用されていたと認められる工場等を抽出するためのものであるため、御指摘の厚生労働省「人口動態統計」については含まれていませんが、同調査は、資料1(3)での市町村別の中皮腫による死亡者数を算定する際に用いています。</p>

<p>この5つの資料では不足である。石綿管協会が把握した「3社製造実績」は必要である。</p>	<p>資料1(3)において、環境大臣が指定する調査は、全国の工場等から、石綿が使用されていたと認められる工場等を抽出するためのものであり、活用できる公的な調査を最大限活用しています。</p> <p>御指摘の調査がどのようなものであるかは不明ですが、石綿管の製造を行っていた工場等についても、主要なものは、今回指定する調査の中で捕捉されているものと考えています。</p>
---	--

その他、パブリックコメントの対象外ですが、石綿による健康被害の救済に係る費用負担に関係して、以下のご意見・ご要望がありました。

- ・石綿による健康被害の救済に関する法律によって救済された被害者はなお少数であり、救済額も低く、改善が必要。
- ・特別事業主の名称は公表すべき。
- ・石綿による健康被害の救済に係る事業主負担に反対。
- ・石綿被害の原因者が特定できないまま、責任の有無にかかわらず、労働者を雇用するすべての事業主を対象を絞り費用負担を課すなど費用負担のさせ方がまったく合理性を欠いており、早急に見直し、改正すべき。
- ・小規模事業者まで拠出金を負担することは納得できない。
- ・労災保険の全適用事業主からの費用徴収は認められない。
- ・国と石綿関係企業だけで負担すべき。
- ・国と石綿関係企業の責任を明らかにすべき。
- ・国庫の負担割合を引き上げて、地方公共団体の負担軽減を図るべき。
- ・一般拠出金は「平成19年4月1日から適用」とされているが、平成18年度の労災保険確定の上乗せとなるのはなぜか。
- ・平成19年4月1日新規適用事業所の一般拠出金は、労災保険ならば概算保険料を負担する。まったく恩恵を受けていない新規事業者の拠出金負担についてはどのような判断か。
- ・造船の石綿使用量についても、経済産業省が行ったと同じ自己申告に基づく調査によって推計を行うべきである。
- ・造船の石綿使用量の調査は、経済産業省、または(社)日本石綿協会が所有する、造船業界の使用量のシェアに関するデータを使用するべきである。
- ・検討会の委員には、官庁OBはできるだけ任命しないこと、また、官庁OBの場合は最終官職を明示すること。
- ・「石綿の健康被害の救済に係る事業主負担に関する検討会」の委員は、中央環境審議会(特に環境保健部会)の委員を辞任すること。
- ・意見募集の参考資料となる、検討結果について報告する文書は、検討の経過と内容を正確に伝えるように配慮すべき。
- ・パブリックコメントが名目的、形式的なものにならないように、内容が変更可能な時期に意見募集を行うべき。
- ・意見募集は案の検討過程で行うべき。
- ・少なくとも、中央環境審議会の委員には、意見の概要や項目ごとに整理された結果のみではなく、意見そのものを見せ、できる限り提出された意見を踏まえた議論を行って、変更すべき点があれば変更できるようにすべきである。その際、変更の経緯については、国民に対して十分に説明すること。

等

なお、石綿健康被害救済制度については、法において、施行後5年以内にその施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うこととされています。この制度の見直しに合わせて事業主負担の在り方についても再検討することとしています。